

# 平成26年1月から、記帳・帳簿等の 保存制度の対象者が拡大されます

問 諏訪税務署 個人課税第一部門 電話57-5211  
役場財務課 町税係 電話62-9122

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

## ●対象となる方

事業所得（農業を含む）、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方です。  
※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

## ●記帳する内容

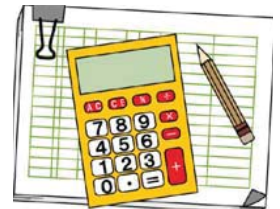
売上などの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。  
記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

## ●帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

### 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	



※記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。また、「記帳説明会」も実施していますので、詳しくは、諏訪税務署個人課税第一部門までお問い合わせください。

# 特別警報の運用を開始

問 総務課 防災・危機管理係 電話62-9326

気象庁は、これまでの大雨、地震などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。



特別警報が発表された場合、お住まいの地域は非常に危険な状況にあります。周囲の状況や町から発表される避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。詳しくは、気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>）をご覧ください。